

平成19年度第12回庁議 会議録

[日 時] 平成20年2月22日（金） 午前8時30分～午前10時45分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長
※消防長欠席により総括次長出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

- (1) 平成20年度施政方針（案）について (企画部)
- (2) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
- (3) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)

3 連絡事項

- (1) 平成20年度定員適正化計画について (総務部)
- (2) 地域主導型公民館への移行について (教育委員会)

1 市長あいさつ

おはようございます。

本日の議題には、前回の庁議に引き続き、「平成20年度施政方針（案）」、そして「市議会定例会提出議案」が議案として出ております。また、昨日まで会派説明があり、そこで質疑応答があつたと思いますが、それらを整理しながら、3月議会に向けて、各部局、質問が予想される項目については事前に準備をするなど、遗漏のない対応をお願いします。

2 議 題

市長 それでは、さっそく議事に入る。

（1）平成20年度施政方針（案）について

市長 平成20年度施政方針（案）について、企画部から説明をお願いする。

＜企画部長＞

平成20年度施政方針（案）については、前回の第11回庁議でお願いして、確認や訂正作業をしていただき、その後、訂正された原稿を元に、市長と協議しながら、各部局と事務局とで最終的な詰めをして、今パソコン画面に出ている最終的な案を作成した。

前回の庁議でもご説明したが、施政方針のスタイルは19年度と同様である。まず、「はじめに」として、市長から、新年度の市長の市政運営理念や基本方針などを申し上げ、それを受け、第四次長期総合計画の後期戦略プランに沿って、6つのまちづくりごとに、20年度の主要な具体的施策について説明し、そして最後に「おわり」ということで、結びの言葉が入ることになっている。「はじめに」と「おわりに」の部分が入った全文は、3月議会の開会当日に配布し、その折に、市長が所信を申し上げるということになっているので、よろしくお願ひしたい。

本日は、時間もないので、個々の内容説明については省略させていただくが、前もって、施政方針の概要版を配布しており、確認していただいていると思う。以上、簡単な説明で申し訳ないが、まだ印刷作業にはかかっていない変更も可能なので、何か意見等があればお伺いしたい。よろしくお願ひする。

市長 何か、質問、意見等あるか。

ないようなら、概要版は事前配布されているとのことで十分見ていただいていると思うが、この庁議終了後に再度確認していただきたい。

では、次の議題に移る。

（2）市議会定例会提出議案について

市長 市議会定例会提出議案についてであるが、最初に会派説明の報告を、企画部からお願いする。

＜企画部長＞

月曜日から昨日まで、会派説明をさせていただいた。件名は、企画部から「平成20年度当初予算及び平成19年度3月補正予算について」と「組織機構の見直しについて」、福祉部からは「医療制度改革に伴う平成20年度改正について」、また、市民部からは、20年

度からの新しい連合自治会への支援ということで「地域コミュニティ活動支援事業について」、経済部からは「新居浜市中小企業振興条例及び新居浜市企業立地促進条例の改正について」、これも3年間の期限が切れるため、内容を改正して20年度から延長するということでご説明させていただいた。また、今回の市議会とは関係のないことであったが、港務局から「新居浜港の港湾振興組織の設立について」をご説明させていただいた。今回の会派説明は、20年度当初予算もあり、一番長くかかった会派では5時間30分ということで、超ロングランの会派説明となった。

では、まず、平成20年度当初予算及び平成19年度3月補正予算について、簡単に説明する。大きく問題になったのは3点あった。1点は、教育委員会として地域主導型公民館を推進するということで、当初予算において、公民館の正規職員を引き揚げる替わりに、非常勤職員5名の手当ををしていること。2点目が地域コミュニティ活動支援事業に係る当初予算。そして3点目が全体的なことであるが、3月補正予算で今回減額補正が非常に多いということで、減額理由は何かということである。地域主導型公民館については、市はもっと説明しなければならない、また、地域の考え方、議員さんの考え方はずれがあるのではないかというような感覚での質問が多くかった。また、地域コミュニティ活動支援事業については、新たに「魅力あふれる地域コミュニティ創生事業」を設け、地域のコミュニティ強化についていろいろな事業ができる支援策を講じているが、その具体的な内容等についての質疑、また、「ばらまきではないか。」「よくわからない。」と言ったご意見があった。3月補正予算の減額補正については、土地区画整理事業の1億7千万円の減、最終処分場建設事業の1億3千万円の減、小・中学校耐震補強対策事業の7千万円の減、この3事業で大きく減額補正されるということで、予算執行にあたっての考え方、また、企画部における予算査定のあり方についても質問された。3月議会は予算議案を含めて的一般質問ができることになっていることから、これらについてかなり質疑が予想されるので、詳細な説明ができるように事前に十分に考え方を整理しておいていただきたい。

福祉部からの医療制度改革については、市としては、よりわかり易く説明させていただいたつもりではある。しかしながら、各会派の議員さんの意見は、まず冒頭、「よくわからない。」ということであることから、あらためて何らかの説明機会を設けていただきたい、また、市民の皆様には出前講座も行っていることから、更なる周知徹底に努めていただきたい。

中小企業振興条例及び企業立地促進条例の改正については、新しく、駅前の大街区に立地する企業に対する支援策を講じたが、これは従前から議員さんの要望事項でもあったことから、ご理解いただいたものと考えている。

また、港湾振興組織の設立については、「3万トンバースを備えた多目的国際ターミナルの建設のためなのか。」と言った質疑もあったが、全体としてはご理解していただいたと思っている。

組織機構の見直しについては、「市役所というのは、よく組織を見直すんですね。」とのご批判も少しあったが、これについても概ねご理解をいただいたと考えている。なお、20年度から新たに「発達支援準備室」を設けることについて、職員の配置と人的なことについて

の要望があったことを付け加えて、会派説明の報告とさせていただく。

市長 はい。では、提出議案について、議案概要に沿って、建設部、総務部と順番に説明をお願いする。

<別添資料「第2回新居浜市議会定例会議案関係資料」に沿って説明>

<建設部長>

報告第1号、議案第1号について説明する。

まず、報告第1号の専決処分の報告について。議案書の1ページ及び2ページをお開き願いたい。本件は、平成20年1月25日午前9時30分ごろ、市道田の上又野線・又野一丁目2番1号地先路上において、南進中の大型トラックがグレーチングの損傷箇所に敷設していた鉄板上を通過した際、鉄板が跳ね上がり、燃料タンクを損傷した事故について、全国市有物件災害共済会の査定に基づき、相手方と協議した結果、車両の修理費等8万8,470円を損害賠償の額と決定し、去る2月21日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしたものである。損害賠償金については、全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険により全額支払われる予定となっている。なお、事故の発生箇所については、速やかに、損傷していたグレーチングの架け替えを行い、鉄板を撤去している。市道の安全管理については、日頃から定期的なパトロール等による確認を行っているが、今後においても、危険な道路施設の改修に努め、市民の方々が安全に通行できる道路づくりをしていく。

次に、議案第1号市道路線の認定について。議案書の3ページから12ページをお目通し願いたい。今回認定しようとする路線は8路線である。8路線については、新規認定路線として市道に追加認定したいと考えている。認定しようとする路線8路線の内、道路建設事業によるものが路線番号1001号から1004号の4路線、開発道路などで寄付を受けたもの等が路線番号1005号から1008号までの4路線である。なお、今回の市道路線の認定により、市道の認定路線数は、1008路線、総延長は約501kmとなる。

<総務部長>

議案第2号から第4号及び追加提出予定の議案について説明する。

まず、議案第2号の新居浜市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。議案書の13ページから23ページをお目通し願いたい。昨年8月に「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、育児を行う職員が職務を完全に離れることなく、長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう、小学校就学の始期に達するまでの期間、常勤職員のまま、育児のための短時間勤務を認める育児短時間勤務制度が創設された。この制度については、土、日を週休日とし、1日当たり4時間の勤務をすることなど、複数の短時間勤務の形態から職員が希望する勤務形態を選択し、任命権者の承認を受けて勤務することができるものである。本議案は、本市の職員についても、この制度を導入することに伴い、関係する「新居浜市職員の育児休業等に関する条例」、「新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」、「新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例」、「新居浜市職員の給与に関する条例」、「新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例」、「新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を

定める条例」の一部を改正し、育児短時間勤務に関し必要な事項を定めるとともに、所要の改正をいたすものである。個々の改正内容については、時間の関係もあるので、また、お目通しを願いたい。なお、この条例は平成20年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第3号の新居浜市職員互助会条例の一部を改正する条例の制定について。議案書の24ページをお目通し願いたい。新居浜市職員互助会に対する補助金については、本条例に基づき、平成16年度まで、職員の給料の1,000分の8に相当する額を交付していたが、平成16年に度重なる災害を受けたことにより、財政の健全化を図るため、平成17年度からの3年間に限り、補助金の交付を中止していた。今回の改正は、その期間が満了することに伴い、この間において実施していた福利厚生事業の点検や見直しの結果を踏まえ、また、現在の厳しい財政状況等を考慮し、職員互助会に対する補助金の補助率を、給料の「1,000分の8」から「1,000分の5」に引き下げ、職員の掛金と同率にするものである。なお、この条例は、平成20年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第4号の新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例及び新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。議案書の25ページ、26ページをお目通し願いたい。本議案は、昨年4月に公布された「雇用保険法等の一部を改正する法律」により、国家公務員退職手当法の一部が改正され、船員保険法の規定により失業者の退職手当に相当する給付の支給を受けることとなる者に対して失業者の退職手当を給付することを禁じる規定を削る改正については、その施行期日を平成22年4月1日とされていたところ、同じく昨年7月の「日本年金機構法」の制定に伴い、「雇用保険法等の一部を改正する法律」の一部が改正され、当該改正規定の施行期日が「日本年金機構法」の施行の日に改められたことに準じて、本市職員の退職手当制度についても、同様の措置をいたすものである。改正の内容についてであるが、昨年9月に公布した「新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例及び新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」第3条において、国家公務員退職手当法の改正に準じて、同様の改正をしたが、その施行期日を「平成22年4月1日」から「日本年金機構法の施行の日」に改めようとするものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

次に、追加提出を予定している人事議案について。議案概要の追加提出予定をご覧願いたい。新居浜市教育委員会の委員の任命については、新居浜市教育委員会の委員 阿部義澄氏は、平成20年3月31日をもって任期が満了するので、新たに委員を任命するについて、議会の同意を求めるものである。

<市民部長>

議案第5号、第7号について説明する。

まず、議案第5号の新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。議案書の27ページをお開き願いたい。新居浜市手数料条例第5条第2項については、戸籍事項の証明に關し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定した法律の規定に該当する者から、手数料を徴収しないことを定めている。今回の改正は、「健康保険法

等の一部を改正する法律」第7条の規定により、「老人保健法」を題名改正した「高齢者の医療の確保に関する法律」が平成20年4月1日から施行されるのに伴い、同法第136条の規定により、後期高齢者医療広域連合又は後期高齢者医療給付を受ける者に対し、被保険者又は被保険者であった者の戸籍事項に関し無料で証明を行おうとするものである。改正の内容としては、新居浜市手数料条例第5条第2項に「高齢者の医療の確保に関する法律第136条の規定に該当する者」の1号を加えようとするものである。なお、この条例は、「高齢者の医療の確保に関する法律」が平成20年4月1日から施行されることから、当該法律の施行の日から施行したいと考えている。

次に、議案第7号の新居浜市交通災害共済基金条例を廃止する条例の制定について。議案書の30ページをお開き願いたい。新居浜市交通災害共済事業は、平成17年度末をもって廃止となっているが、経過措置として、共済見舞金等の給付に関しては、当該給付の原因となった交通事故により被害を受けた日から2年間が請求期間となっていることから、交通災害共済基金を平成18年度及び19年度における見舞金等の給付に係る資金として充ててきた。この見舞金等の給付が、平成19年度末請求分をもって終了することから、本条例を制定しようとするものである。なお、この条例は、平成20年4月1日から施行したいと考えている。

<企画部長>

議案第6号、第8号、そして第18から27号の当初予算及び第30から34号の補正予算について説明する。

まず、議案第6号の新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。今市民部から説明があった議案第7号の新居浜市交通災害共済基金条例を廃止する条例の制定についてに関連するが、このことについては特別会計を設けていたので、新居浜市交通災害共済事業を廃止することに伴い、新居浜市交通災害共済事業特別会計を廃止するための条例改正である。

次に、議案第8号の新居浜市あかがね基金条例の制定について。別子銅山300年の歴史は、世界を代表する鉱山の歴史であり、新居浜市の生成発展の歴史そのものである。とりわけ明治時代以降の近代化の歴史は、わが国の産業革命の一端を担い、日本が先進国に仲間入りする大きな礎となった。別子の山から新居浜を経て四阪の島へと壮大なスケールで時空を超えて広がる別子銅山産業遺産群は、その質や量において現代に生きる世界の全ての人々が共有し、未来に引き継ぐ遺産であると言える。また、別子銅山に携わった多くの人々の業績や精神を人類共通の宝として世界に発信し、「生きた博物館都市」を形成して「知の遺産のDNA」を次の世代に引き継いでいくことは、新居浜市の誇りであり、責務であると考えている。官民協働により、世界に誇りうる別子銅山産業遺産を「未来の鉱脈」として後世に継承し、日本史や世界史の中に大きな足跡を残してきた郷土・新居浜市に対し、市民の誰もが愛着と誇りが持てるまちづくりを推進することを目的とした基金を新たに設置するため、条例を制定しようとするものである。条例の内容としては、第1条では設置目的、第2条では基金の積立方法、第3条では基金の管理方法、第4条では基金の運用から生ずる収益の処理

方法、第5条では財政上必要がある場合、基金の繰替運用ができること、第6条では基金の処分について、第7条では条例の施行に関する必要事項の委任についてそれぞれ定めるものである。なお、この条例は平成20年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第18号から議案第27号までの平成20年度当初予算議案については、平成20年度当初予算案の概要にそって、一括して説明する。一般会計当初予算の規模は、415億9,996万6千円、対前年度比で、7億4,276万1千円、1.8%の増。特別会計は、322億1,170万5千円で、対前年度比115億4,976万6千円、26.4%の大幅減となっている。老人保健事業から後期高齢者医療事業へ移行することなどによるものである。企業会計は後ほど説明があるが、34億645万9千円で、3億1,882万6千円、8.6%の減、全会計では111億円余りの減となっている。歳入の主な項目についてである。まず、市税については、税制改正（65歳以上の非課税措置の廃止）などにより19年度よりも2.5%増の192億9,600万円を見込んでいる。対前年度比では4億6,400万円の増となっている。地方交付税については、平成19年度の市税収入の大幅な増による基準財政収入額の増加などにより、対前年度比で9億3,900万円、29.2%の大幅な減となる22億8,100万円を見込んでいる。市債については、最終処分場建設事業などで減となっているが、交付税でも説明したが、市税収入見込み額と普通交付税算定上の市税見込み額との差が非常に大きいため、減収補てん債の借り入れを予定しており、対前年度比では8億9,930万円、22.1%増の49億6,890万円となっている。これにより、平成20年度末の市債残高は517億9,917万1千円（一般会計・特別会計の合計では890億6,541万3千円）で、19年度末の残高見込み（518億358万6千円（一般・特会合計は888億1,604万5千円））よりもわずかではあるが減少している（△441万5千円）。次に歳出である。性質別に整理をしている。まず、人件費が81億7,245万2千円で、対前年度比2.0%の増になっている。これは、特殊勤務手当の見直し、職員数の減など、人件費削減の取組みを行っているものの、退職手当がピークを迎えることによって増となったものである。扶助費は75億6,799万7千円で、対前年度比3.2%の増。乳幼児の外来医療費助成を就学前まで拡大したこと、障害者自立支援対策などによるものである。公債費は、補償金免除繰上償還の実施や、合併特例債及び平成16年度災害復旧事業債の償還が本格化することなどから5億9,091万4千円、10.9%の増。普通建設事業は53億1,891万9千円で、対前年度比3.9%の減となっている。次に、道路特定財源と暫定税率について、また、一般会計の主要事業について整理しているが、時間の都合で省略させていただく。後ほどお目通しいただきたい。経費別予算について簡単にご説明する。まず、経常経費である、老保特会繰出金の減などにより、対前年度比6億7,005万8千円、2.3%減の288億5,688万5千円となっている。施策費では就学前児童の医療費助成、妊婦健康診査、一時保育対策費、及び障害児の教育支援を行う学校支援員の増員などの拡充のほか、後期高齢者的心身の特性に合わせた医療サービスを介護サービスと連携して提供することにより生活の質を向上させるための後期高齢者医療事業の実施などにより、前年度比28.3%増の73億9,233万4千円となってい

る。公共事業では容器包装リサイクルの推進のために、清掃センター内に容器資源化施設を整備する容器資源化対策事業や児童生徒の安全を守るために先進的に整備を進めている小中学校耐震補強対策事業などの増加の他、新たな、地域住民の交流・活動拠点、防災拠点の機能を果たす地域交流センターとしての金子公民館の建て替え、及び新居浜駅を中心とする自転車歩行者専用道路の整備などで増加している一方で、最終処分場建設事業、海岸保全施設整備事業が皆減となつたことなどから、対前年度比で5.6%減の32億2,882万6千円となっている。単独事業では、生活に密着した身近な道路や水路の整備の拡充、また、新規事業として懸案であった慈光園建設事業の着手などで増加している、全体では対前年度比1.2%減の20億9,009万3千円となっている。特別会計については、省略する。

次に、議案第30号から議案第34号までの平成19年度3月補正予算についてご説明する。平成19年度3月補正予算案の概要をご覧願いたい。今回の補正は、一般会計では土地区画整理事業等の公共事業、地上系防災行政無線更新整備事業等の単独事業の他、地域総合整備資金貸付事業費、生活路線維持運行対策費等の施策費並びに基金積立金、経常経費等の過不足について予算措置している。補正額は2億865万5千円の減で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ428億8,709万1千円とするものである。これを前年度同期と比較すると、6億4,368万7千円、1.5%の増となっている。内容であるが、まず公共事業の関係では、土地区画整理事業は、全体事業費を299億円から273億円に見直したこと、また入札減少金等により減額と財源補正を行っている。最終処分場建設事業、小・中学校耐震補強対策事業についても、設計段階での見直し並びに入札減少金等により減額するものである。今回、減額が非常に多くなっている。事業担当部局におかれでは、適正な予算執行が確保されるよう、これまで以上の取り組みをお願いす。次に単独事業。地上系防災行政無線更新整備事業については、愛媛県が整備する県内の地上系防災行政無線の本市負担分を予算措置するものである。施策費では、補助内示により貸付金を追加する地域総合整備資金貸付事業費、県補助算定方法の変更等により財源補正及び組替えをする障害者自立支援特別対策事業費、補助対象となる路線バスの運行実績がまとまつことにより補助金を追加する生活路線維持運行対策費などである。経常経費では、土地区画整理事業の補償費返還に伴う国費返還金等の過年度支出金、老保特会における支払基金交付金、国庫支出金の減額分にかかる繰出金を追加する老人医療対策費、今年度の補償金免除繰上償還額の確定による減額及び土地区画整理事業の補償費返還にかかる繰上償還の追加をする長期債元金償還金等を計上している。次に特別会計の4つについてである。平成19年度新居浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、公債費等について10億1,328万4千円を減額するもので、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ76億4,745万1千円とするものである。次に、平成19年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、一般被保険者高額療養費等について51万5千円の追加を行うもので、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ137億3,219万8千円とするものである。次に、平成19年度新居浜市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）については、審査支払手数料の追加及び医療給付費等の財源補正を行うもので、217万3千円追加し、補正後の予算総額を歳入歳出そ

れぞれ143億2, 959万8千円とするものである。次に、平成19年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、一般管理費等278万8千円の追加を行うもので、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ95億8, 959万円とするものである。

＜教育委員会事務局長＞

議案第9号、第10号について説明する。

まず、議案第9号の新居浜市立の学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案書の33ページをお開き願いたい。この条例は、題名では「新居浜市立の学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」と市立の幼稚園も含んだものになっているが、第1条の趣旨の中では、「市立の小学校および中学校」と規定されており、幼稚園の規定が不明確なため、この部分を幼稚園の規定も含めた用語に変更しようとするものである。改正の内容としては、第1条中「市立の小学校及び中学校」を「市立学校」に改めようとするもので、この条例は公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案第10号の新居浜市別子ハイツ自然学習館設置及び管理条例の制定について。議案書の34ページをお開き願いたい。本議案は、新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合が、この3月末日をもって解散することに伴い、同組合の財産である別子ハイツ自然学習館が本市に帰属されることとなったことから、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、同施設を公の施設として設置し、引き続き管理運営するため、その設置及び管理について必要な事項を定めようとするものである。条例の内容についてであるが、まず、第1条では、市民の方々に、豊かな自然環境の中での、学習や合宿等を含めた研修などの場を提供し、青少年の健全な育成と社会教育活動の推進を図ることを、施設の設置目的として規定している。次に、第2条では施設の名称と位置を、第3条では施設の事業内容をそれぞれ規定するとともに、第4条から第8条までは、施設の利用に関する事項として、使用許可の手続や制限、入館の制限、また、使用許可の取消しや目的外使用等の禁止について、それぞれ規定している。次に、第9条から第11条までについては、使用料に関する事項として、会議室使用料と宿泊料の額を別表において定めるとともに、その減免や還付についてそれぞれ規定している。次に、第12条及び第13条では、使用を終了したとき等の原状回復義務と施設をき損したとき等の損害賠償義務を定めている。次に、第14条から第16条までについては、施設の管理を指定管理者に行わせる場合に必要な事項について定めておいる。最後に、第17条では、委任規定として、条例の施行に関し必要な事項を教育委員会規則で定めることとしている。なお、この条例は、平成20年4月1日から施行したいと考えている。

＜福祉部長＞

議案第11号から第14号について説明する。

まず、議案第11号の新居浜市母子家庭医療費助成条例及び新居浜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。議案書の39ページをお開き願いたい。今回の改正は、老人保健法の改正に伴い、題名が「高齢者の医療の確保に関する法律」に変更されるとともに、新たに後期高齢者医療制度が創設されることにより、所要の条文整備を

行うものである。まず、第1条による新居浜市母子家庭医療費助成条例の一部改正についてである。第2条第1項において定義する医療保険各法について、新たな医療保険制度として後期高齢者医療制度が創設されるため、第7号として「高齢者の医療の確保に関する法律」を追加するものである。この第7号を追加することにより、同条第4項で定義する保険給付のうち、「老人保健法に規定する医療及び医療費」及び第4条第1項の助成金の支給における「老人保健法による医療費等」について、規定する必要がなくなることから、削除し条文整備を行うものである。次に、第2条による新居浜市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてである。母子家庭医療費助成条例の改正と同様に、第2条第3項に定義する医療保険各法について、第7号として「高齢者の医療の確保に関する法律」を追加することにより、同条第2項で定義する保険給付において「老人保健法に規定する医療又は医療費」の規定及び第4条第1項の助成金の支給について、「老人保健法による医療費等」の規定を削除し、条文整備を行うものである。なお、この条例は、平成20年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第12号の新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。議案書の41ページから53ページをお目通し願いたい。本条例の提案理由としては、老人保健法を改正した高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、新たに保険料の賦課に係る基準等を定めるものである。また、もう1点は、保険料の賦課方式及び給付の見直し等を行うため、本案を提出するものである。改正の主な内容については8点あり、第1点は、保険料の賦課額に、被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額を新たに追加する。2点目が、保険料の賦課額の算定対象のうち、資産割を廃止し、賦課割合を所得割50%、均等割35%、平等割15%に変更する。3点目が、暫定賦課を廃止し、保険料の納期を10回から9回に変更する。4点目が、葬祭費を1万円から2万円に引き上げる。5点目が、特定健診・特定保健指導の開始による条文整備。6点目が、後期高齢者医療制度の施行による国保料の経過措置を規定する。7点目が、平成20年度における保険料の特別徴収額（仮徴収額）の特例を規定する。8点目が、その他として、改正に伴い、既存の条文の整備を行うことである。（個々の改正内容説明については、省略）なお、この条例は、附則1において、平成20年4月1日から施行するとし、附則2において、新条例5条の葬祭費についての規定は、この条例施行の日以後の死亡に係る葬祭費の支給について適用し、同日前の死亡に係る葬祭費の支給については、従前の例によることとする

次に、議案第13号の新居浜市後期高齢者医療に関する条例の制定について。議案書の54ページをお開き願いたい。老人保健法を改正した高齢者の医療の確保に関する法律の施行により、現行の老人保健制度に変わり、後期高齢者医療制度が平成20年度から施行されることに伴い、新居浜市において行う事務等について規定するため、新たに条例を制定しようとするものである。それでは、条例の主な内容について説明する。本条例は、全14条をもって構成しており、まず、第1条では、趣旨として、法令並びに広域連合条例のほか、本条例に基づき後期高齢者医療の事務を新居浜市が行うこととしている。第2条では、その具体

的な事務の内容について、法律、政令並び省令に規定するもののほか、被保険者の便益の増進に寄与するものとして、以下各号のとおりそれぞれ規定している。第3条では、後期高齢者医療の被保険者の保健事業については、法律において、広域連合による実施が努力義務として規定されているが、新居浜市内に住所を有する後期高齢者医療の被保険者の方を対象とする保健事業を、新居浜市が行うこととするものであり、本条例の規定を受けて、国民健康保険事業同様、はり・きゅう施術規則を定めることとしている。第4条では、保険料を徴収すべき対象者として、市内に住所を有する被保険者のほか、病院等に入院、入所又は入居中の被保険者で、住所地特例の適用を受ける被保険者を規定している。第5条では、普通徴収に係る保険料の納期として、7月から3月までの9期を定めている。なお、後期高齢者医療における特別徴収については、法律、政令及び省令に規定されているため、介護保険と同様に条例に規定する必要はないものと整理されている。第6条では、保険料の額を定めたときの通知について規定している。第7条では、納期末到来分の保険料の納期前の納付について規定している。第8条から第10条までは、保険料の徴収において生じる還付充当、督促手数料、延滞金の内容についてそれぞれ規定している。第11条では委任を、第12条から第14条までは、罰則に係る過料について規定している。また、附則第2項では、被用者保険の被扶養者であった被保険者については、激変緩和措置により、平成20年4月から9月までの半年間については保険料を徴収せず、10月以降において特別徴収又は普通徴収の方法により徴収することとなったことから、平成20年度については第4期から第9期までを納期とすることを規定するものである。以上が本条例の主な内容であるが、本条例の施行に当たっては、さらに後期高齢者医療制度の周知に努め、円滑な移行と制度運営の安定化が図られるよう取り組んでいく。なお、この条例は平成20年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第14号の新居浜市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について。議案書の59ページをお開き願いたい。まず、第1条の新居浜市介護保険条例の一部改正については、第6条第1項に規定する保険料の普通徴収に係る納期について、第6期の納期の末日を「12月27日」から「12月25日」に改めるほか、所要の条文整備を行うものである。次に、第2条の新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正については、平成17年度の税制改正の影響を受け、介護保険の保険料が大幅に上昇する方については、平成18年度及び平成19年度において、保険料の激変緩和措置が講じられていた。この激変緩和措置を引き続き平成20年度も講ずることができるよう、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」が昨年12月に公布され、本年4月1日から施行されることから、本市においても、引き続き平成20年度の介護保険料の激変緩和措置を講ずるため、新たに附則第5項として第1号被保険者の平成20年度における保険料率の特例を定めるものである。なお、この条例は、一部の規定を除き、平成20年4月1日から施行したいと考えている。

＜環境部長＞

議案第15号の新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。

議案書の62ページをお開き願いたい。本議案は、平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、「管理委託制度」に代わり「指定管理者制度」が導入されたことから、同法第244条の2第3項の規定に基づき、本市が設置する火葬場のうち、新居浜市斎場の管理を指定管理者に行わせることができるように必要な事項を定めようとするものである。改正の主な内容についてである、第11条を第14条とし、第10条の次に、新たに3条を加えようとするものである。まず、第11条については、新居浜市斎場の管理を指定管理者に行わせることができるとともに、指定管理者に管理を行わせる場合における必要な読替規定を設けるものである。次に、第12条については、指定管理者が行う管理の業務について、火葬室を除く施設の使用許可やその取消し等に関する業務など、その範囲を規定するものである。次に、第13条については、指定管理者が行う管理の基準について、条例や規則等に定める管理の基準に従い適正に施設の管理を行うことを規定するものである。以上のはか、附則第2項において、指定管理者の選定手続など指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる旨を規定している。今回の改正において、新居浜市斎場に指定管理者制度を導入することにより、民間事業者等の能力を活用した効果効率的な施設の管理運営と市民サービスの一層の向上を図っていく。なお、この条例は、平成21年4月1日から施行したいと考えている。

<経済部長>

議案第16号、17号について説明する。

まず、議案第16号の新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定について。中小企業においては、地場産業となる製造業などが、高操業を続けているが、収益環境の厳しさが残っており、若年労働者の確保や技術・技能者の育成が課題となっている。このため、第9条の人材養成のための事業に対する補助について、中小企業団体が経営者及び従業員のために研修を実施したとき、第10条の研修事業に対する補助について、中小企業の経営者及び従業員が、人材養成のために国・県が設置した中小企業のための人材養成機関等で研修をしたとき、第10条の2の資格取得事業に対する補助について、中小企業の経営者及び従業員が後継者の育成、技能の向上等を図るため、職業能力開発促進法に規定する技能検定試験のうち別に定めるものを受験し、合格したときの3事業における補助限度額を10万円から20万円に引き上げるものである。また、本条例は平成23年3月31日まで3年間延長し、平成20年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案大17号の新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について。昨今、全国の自治体では優遇制度を更に拡充するなど、企業誘致の地域間競争は、以前にも増して激しくなっている。このような状況を踏まえ、本市としても、新規立地や既存企業の更なる設備投資を促すため、奨励措置の見直しを行ない、本条例を平成23年3月31日までの3年間延長するとともに、駅前地域の「にぎわい」を確保するための奨励措置を設けようとするものである。まず、新居浜駅前地域への商業施設等の企業誘致を図るため、駅前大街区地域での立地に対して、その固定資産税を課税免除する奨励措置を設けようとするものである。この課税免除の措置は、事業開始の翌年1月1日を賦課期日とする年度から3か年

に亘り、事業の用に供する家屋の固定資産税について、課税免除を行おうとするものである。この奨励措置が適用される事業者は、区画整理事業等の公共事業に伴う移転補償を受けていない事業者としている。次に、改正内容の2点目として、奨励金の額や要件について見直しを行っている。まず、企業立地促進奨励金についてであるが、中小企業者についての要件緩和を図るため、奨励金の額が評価額の100分の0.7以内を適用する、中小企業の新規雇用従業員数について、「2人未満」を「零人」に改め、評価額の100分の1.4以内を適用する、中小企業の新規雇用従業員数について、「2人以上10人未満」を「1人以上5人未満」に改め、新たに、大企業「10人以上20人未満」、中小企業「5人以上10人未満」を新規雇用従業員数の要件とする、評価額の100分の2.8以内を適用する区分を設け、評価額の100分の5以内の適用については、大企業の新規雇用従業員数を「10人以上」から「20人以上」に改めようとするものである。次に、用地取得奨励金についてであるが、市が所有する事業用借地に立地する事業者について、将来に亘り、継続して企業活動を続け、本市経済の一端を担っていただくよう、当該事業者が当該借地を取得した場合に、用地取得価格の100分の10以内の額を奨励金として交付できるよう改めようとするものである。なお、この条例は本年4月1日から施行したいと考えている。

<水道局長>

議案第28号、29号の予算議案2件について説明する。

まず、議案第28号の平成20年度新居浜市水道事業会計予算について。経営の基本となる業務の予定量は、給水戸数52, 417戸、年間給水量1,515万3,455立方メートル、1日平均給水量41,516立方メートルの水道水を供給しようとするものである。次に、収益的収入及び支出は、事業収益は水道料金など19億2,587万8千円、事業費用は配水池、配水管その他浄水の配水に係る設備の維持管理等に要する経費や支払利息などで18億5,148万9千円を予定しております。収支差引きは、税込みで7,438万9千円の純利益を見込んでいる。次に、資本的収入は、公共下水道工事分担金など2億8,610万5千円、支出では、建設改良費及び企業債償還金などで12億1,522万5千円を予定しており、その内訳は、建設改良費として6億4,284万6千円を計上し、主要事業としては、安全・安心をより確保するため上部東低区配水池築造及び川西給水区配水池築造に向けた取り組みや土地画整理事業に関連する配水管布設替工事や岸ノ下簡易水道事業の統合に係る配水管布設工事ほかを予定している。また、企業債償還金5億7,118万5千円を計上し、2億9,340万9千円の企業債の繰上償還を予定している。資本的収支は、9億2,912万円の収入不足となるが、過年度分損益勘定留保資金などで補てんする。なお、収益的支出と資本的支出を合わせた予算総額は、30億6,671万4千円で、対前年度比、2億5,815万2千円、7.76%の減となっている。

次に、議案第29号の平成20年度新居浜市工業用水道事業会計予算について。業務の予定量は、住友化学（株）など3事業所に年間1,598万3,800立方メートル、日量4万6,600立方メートルの工業用水を供給しようとするものである。次に、収益的収入及び支出は、事業収益は水道料金などで2億4,131万2千円、事業費用は配水池及び配水

管などの設備の維持管理などに要する経費に1億9,226万4千円を予定し、収支差引きは、税込みで4,904万8千円の純利益を見込んでいる。次に、資本的収入及び支出では、収入は土地区画整理事業に伴う配水管布設替工事分担金500万円、支出は、建設改良費及び企業債償還金などで1億4,748万1千円を予定している。建設改良費として8,942万5千円を計上し、その内訳は、施設費は足谷川に設置の余水吐設備改良工事など8,615万円、貯水設備費は、別子ダム及び鹿森ダムの工事負担金などに327万5千円を予定している。また、企業債償還金5,805万6千円を計上し、4,500万2千円の企業債の繰上償還を予定している。資本的収支は、1億4,248万1千円の収入不足となるが、過年度分損益勘定留保資金などで補てんする。なお、収益的支出と資本的支出を合わせた予算総額は、3億3,974万5千円で、対前年度比6,067万4千円、15.15%の減となっている。

市長 福祉部長。議案第12号の新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであるが、改正内容が多く、複雑すぎて理解しにくい。また、後期高齢者の医療の確保に関する法律については、職員もほとんどわかっていない。月曜日の部課長会では、この法律を含め医療制度の改革全体について、国保課から説明させてもらいたい。なぜ改正が必要なのか、そして、何がどのように変わるので、パワーポイントなどを使用して、条例のどこをどのように改正するという説明でなく、制度の説明をさせてもらいたい。

企画部長 会派説明の資料はあるが。

福祉部長 会派説明は質疑応答を含め15分ということで作ったため、簡単ではあった。しかしながら、簡単すぎて、またわからないということであった。

市長 福祉部長、十分検討してよろしくお願いする。

他に質問等あるか。ないようなら、次の議題に移る。

(3) 議会答弁課題の進捗状況報告について

市長 議会答弁課題の進捗状況報告について。今回報告が必要と考える項目について、時間もないでの、項目を絞って簡潔に報告をお願いしたい。企画部から順番にお願いする。

<別添資料「議会答弁課題進捗状況整理表」に沿って、企画部・総務部・福祉部・市民部・建設部・教育委員会が報告。> (報告省略)

市長 環境部、経済部、消防本部は答弁課題はあるが、今回特に報告することはないとのことであるが、しっかりとした進行管理をお願いしたい。

質問等あるか。ないようなら、時間もないでの、次に移る。議題は以上ということで、連絡事項に移る。

3 連絡事項

(1) 平成20年度定員適正化計画について

市長 総務部から、平成20年度定員適正化計画について説明をお願いする。

<別添資料「定員適正化計画書」に沿って説明>

<総務部長>

平成20年度の定員適正化計画の通知を各部局ごとにお手元に配布しているが、少し説明をさせていただく。まず、画面をご覧願いたい。

平成20年4月1日の職員数は、928人を予定している。この人数は、平成19年度当初の947人と比較して、19人の減員となっており、増減内訳としては、退職者が、再任用の退職者1人を含め、33人に対し、新規採用者数は、再任用職員5人を含め、14人となっている。いわゆる新卒者が9人ということである。このような中で、特定検診事務、障害のある子どもに対する支援体制づくり、特殊建築物の点検業務などの新規事業への対応も必要となっている。これらに対応するため、平成20年度の各部局の定員を算定するにあたっては、事業完了による減員、事務量の減少や前倒しによる減員、事務量査定等による減員等により対応をしている。従って、20年度の計画では、数課からの職員数の減をお願いし、一方、増員要望のあった課所においても、一部の課所にしか増員できないという状況となっている。是非、ご協力をお願いするとともに、各部局長におかれでは、限られた人材を一層、効果効率的に活用していただこう、重ねてお願いを申し上げる。部局ごとの平成20年度定員適正化計画については、お手元に配布しているので、ご覧願いたい。

お示ししている各課の定員数については、正規職員の配置予定人員であるので、必要に応じ臨時職員等を配置することにより、業務に支障が出ないように対応する予定にしている。不明な点があったら、人事課にお問い合わせ願いたい。なお、退職者の再雇用等で正規職員の配置が変更される場合があるのでご承知願いたい。また、部局内の課の人員は、部局長の権限で変更していただきてもかまわないが、変更する場合は、変更内容を人事課長まで文書で提出していただきたい。期限は2月29日（金）までとさせていただく。

非常に厳しい状況であるが、集中改革プラン達成に向けて、職員数は年々減少しており、特に、来年度は多くの退職者が見込まれている。各部局におかれでは、行政改革大綱2007に記載されているように、指定管理者制度の導入、民間委託の推進、事務事業の統廃合を含めた見直しなど、大胆な改革で取り組んでいただきたい。よろしくお願いする。

市長 中央改革プランでは平成22年4月で定員916人と、スタートの年から49人の減員を目標、約束としている。現在、職員適正化計画は少し前倒しで進んでいるという状況なので、単年度では人の配置の厳しさがあろうかと思うが、人件費は給料の額と人の数の掛け算である。16年災害後の3年間、いろんな手当を見直し、またカットを行ったりしたが、平成20年度から給料関係は通常の状態に戻すこととしている。そういう中で、職員の数についてはこういう状況であるが、仕事の見直しや部局内の連携を図りながら、是非取り組んでいただきたいと考えている。よろしくお願いする。

何かに質問等あるか。ないようなら、次の連絡事項に移る。

(2) 地域主導型公民館への移行について

市長 地域主導型公民館への移行について、教育委員会からお願いする。これは、会派説明報告の中で企画部長から説明があったとおり、議会、市民、各種団体にお

いて非常に関心事になっており、また、その受け止め方が統一されていないというところがある。よって、少なくとも、この序議の場で皆さんの認識を統一したいと思い、説明をしてもらうこととした。では、お願ひする。

＜別添資料「地域主導型公民館への移行について」に沿って説明＞

＜教育委員会事務局長＞

地域主導型公民館への移行について、概要を説明させていただく。

今、公民館については、単に個人の趣味や教養を充足させるにとどまるのではなく、防災、子どもの安全・安心、環境や福祉などの現代的課題への取組みが求められている。また、公民館は、全ての地域住民の参画を促し、自分達のまちは自分達で作っていこうという、地域づくりの拠点としての機能が求められており、こういった認識が地域主導型公民館という考え方のスタートとである。そのような中で、地域で、いろいろと活躍していただいている方のお力を借りる、そういった方を雇用することによって、地域との繋がりを深め、また、公民館の使い方を含め地域での取組みに、積極的に、主導的に取り組んでいただきたいということで、試行的に正規職員に代えて非常勤職員を雇用しようというものである。

平成20年度を初年度として、公民館長会、公民館運営審議会に提案し、協議していただいた。そういう中で、賛同していただき、初年度から移行していくとした公民館が、現在のところ4館である。

資料にあるが、A型が現在の職員の配置で、非常勤職員の館長、正規職員の主事、そして、非常勤職員である主事補となっている。平成20年度に地域主導型公民館に移行する4館については、正規職員の主事に代わって、非常勤職員の主事で対応していくという考え方で、B型となっている。C型は、館長が主事を兼務する常勤でということで、これも提案させていただいたが、今回は希望がなかった。現在の大島公民館がこのC型と似たような形となっている。20年度からの試行期間で検証しながら、23年度に本格的に移行したいと考えているが、これは、あくまでも目標である。

次に、地域主導型公民館になるとどのように変わってくるのかを説明する。資料の太字の部分が変更となるところである。公民館は社会教育法に規定された社会教育施設であり、館長は必ず置かなければならないが、その他の職員は置くことができるということになっており、職員は教育長の推薦により、教育委員会が任命することになっている。

職員体制は、今説明したとおりであるが、主事の職務は、従来は事業の実施責任・企画立案ということであったが、地域との調整役ということになる。主事補も、従来は主事の補佐的な事務をしていたが、事務処理については責任を持って行うことになる。

人事権は、どちらも教育委員会が持つており、非常勤職員の主事の採用については、公募により採用試験を実施して、教育委員会で任命するという形になる。

予算的なもの、公民館の管理運営費、事業費等については、特に、この移行による変更点はない。

施設利用については、利用時間の9時から21時30分と変更点はない。しかし、事務所については、現在、正規職員の勤務時間に合わせて8時30分から17時15分の間開けて

いるが、地域実態に応じて柔軟に対応していきたいと考えている。

推進組織については、現在、条例上、15名以内の委員で構成する公民館運営審議会が設置されており、館長の諮問に応じて、ご意見をいただいく、また、地域の行事等への協力をいただいている。現実的には、この15名の委員さんだけでなく、いろんな形での協力員がたくさんおられる。この辺りを今後充実させていき、また、別の立場から、地域の方をこの3年間で、地域活動、社会活動についての知識を勉強していただき、地域力のアップについても図っていきたいと考えている。また、当然、社会教育主事がこれまで以上に、それぞれの公民館に携わって、支援していきたいと考えている。

活動の内容については、当面は大きな変更点はない。

こういった形で、20年度から3年間の試行を行い、反省、総括をしながら、23年度の本格的実施に向け取り組んでいきたいと考えている。

市長 教育長さん、どうですか。

<教育長>

以前、議会などのご質問で、子どもの居場所というものがあった。現在の公民館は、土曜・日曜日などは、開館はしているが、事務所には誰も居ないという状態となっている。そういった時に、地域で支えられるものはないかと考えたわけである。当然、これからも社会全体が高齢化していく、元気な高齢者が増えていくが、そのような方の力を利用していきたいとも考えている。というのは、見守り活動の時に急遽お願いをしたが、少ないところでも20名程度が動いてくれた。そういう方が、これからも、まだまだ出てきてくれるのではないかという気がしている。

18年度の公民館の利用状況は、大人が87.5%、そして12.5%が小人、子どもの利用となっている。この子どもの利用は、ほとんどが小学生であり、中学、高校生はまったくと言っていいほど利用していないのが現状である。こういう中で、公民館を幼・小・中、できれば高校生、そして高齢者も含めた地域の方々が利用できる公民館にしていきたいと、こういったねらいがあつて、地域主導型公民館を考えた。ご支援をお願いしたい。

市長 何か、質問等あるか。

福祉部長 条例等を改正する必要はないのか。

教育委員会事務局長 公民館運営規則で、公民館の休館日は、国民の祝日と年末・年始となっており、改正の必要はない。ただ、事務所は、正規職員の勤務に合わせて、土曜・日曜日は閉めているということである。

市長 今説明を受けたが、新たな公民館の方向性を目指すことは、正規職員の主事でも可能なのではないか。

教育委員会事務局長 正規職員は、人事異動で3年前後でいなくなってしまう。また、地域の実情を把握するのにも時間がかかる。今考えているのは、地域に精通している方を非常勤主事として採用し、また、6年程度の雇用を考えており、それによって、活動の継続性を図ることができると考えている。

市長 基本的な考え方は理解できるが、詳細については、一つ一つの考え方を整理

していかなければならない。20年度は、非常勤職員を雇用する予算を組んでおり、また、4館については地域での話がまとまっているので、これはもう理解していただけるように、まだ時間があるので、議会を含め、きちんと説明していかなければならない。その後の移行の方法等については、意見を聞きながら、そして議論を行いながら考えていくということとしたい。全体的な方向性としては目指しているものとなっていると思うので、皆さん理解をしていてもらいたい。

他に連絡事項はあるか。ないようなら、第12回庁議を終わる。